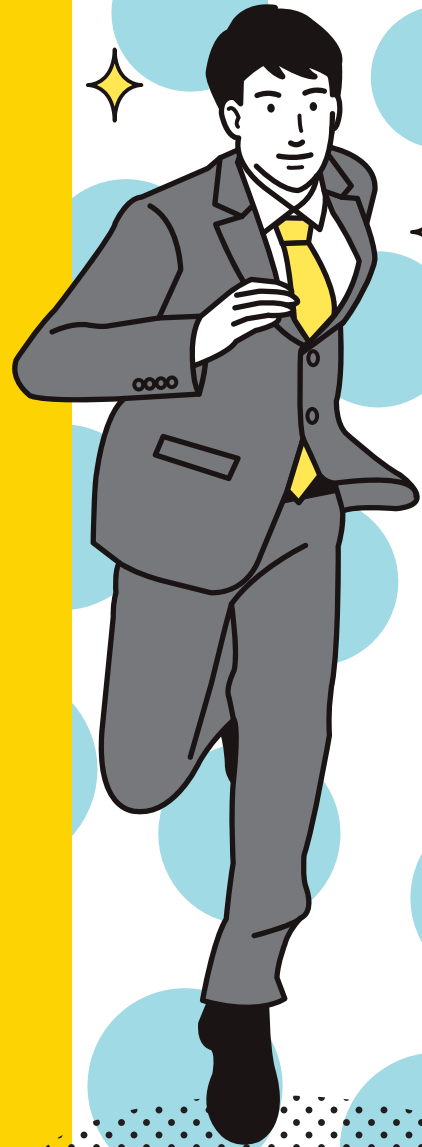


意識と働き方の改革で、
すべての人が
活躍できるまちへ!



TOKAI パートナリシップ推進プロジェクト

東海村男女共同参画・女性活躍推進パンフレット

【概要版】

令和3年3月



男女共同参画社会の実現を目指して

男女共同参画社会とは

「女性（男性）はこうあるべき」という考え方（固定的な性別による役割分担意識）によって生き方を制限されることなく、男女がよきパートナーとしてお互いに尊重し合い、職場、学校、家庭、地域などのあらゆる分野で個性や能力を十分に発揮し、喜びや責任を分かち合うことができる社会です。

平成11年（1999年）に制定された「男女共同参画社会基本法」の中で、男女共同参画社会の実現は、「21世紀の我が国の社会を決定する最重要課題」と位置付けられています。

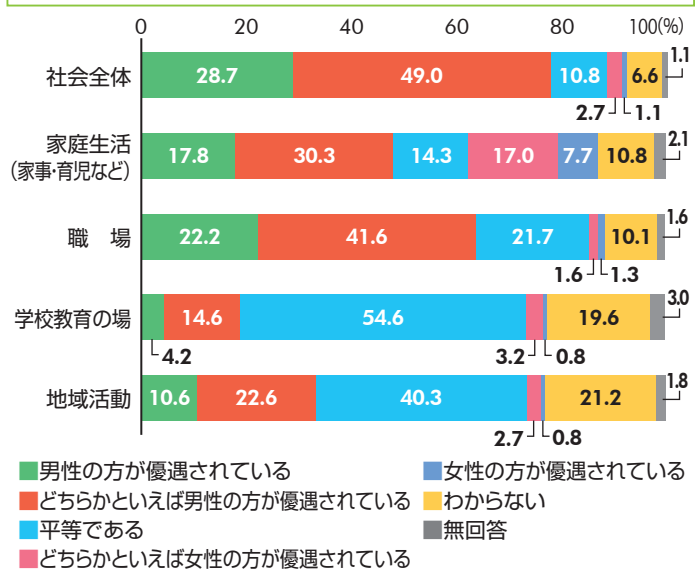
男女共同参画社会の必要性

法律や制度面での男女平等は進みましたが、固定的な性別による役割分担意識は依然として残っており、家事、育児、介護、地域活動などについて、多くの家庭ではその大半を女性が担っているのが現状です。

「男は仕事、女は家庭」という考え方にとらわれることなく、男女が互いを尊重し、対等な立場で個性や能力を発揮するため、男女共同参画社会の実現が求められています。

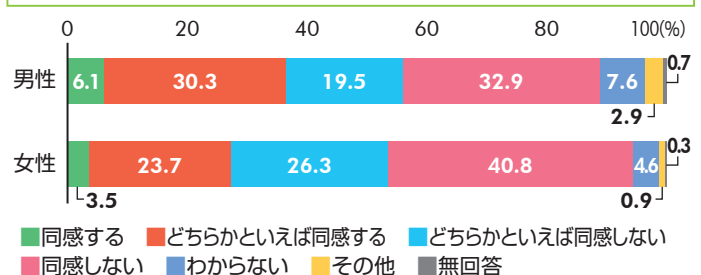


各分野の男女の地位の平等感



出典：令和元年度東海村男女共同参画住民意識調査

「男性は仕事、女性は家庭」という考え方



出典：令和元年度東海村男女共同参画住民意識調査

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）とは

働くすべての人が、「仕事」と「生活（育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動など）」の調和を図り、その両方を充実させる働き方や生き方のことです。

ワーク・ライフ・バランスの実現には、長時間労働の削減やテレワーク（在宅勤務）、フレックスタイム（時差出勤）制度などの多様な柔軟な働き方を取り入れるなど、企業の理解と協力により、働き方改革を促進していく必要があります。

ワーク・ライフ・バランスを実現するために必要なこと



出典：令和元年度東海村男女共同参画住民意識調査

政策・方針決定過程への女性の参画とは

男女共同参画社会の実現には、あらゆる分野における政策・方針決定の過程に、男女の意見が等しく反映されることが求められます。

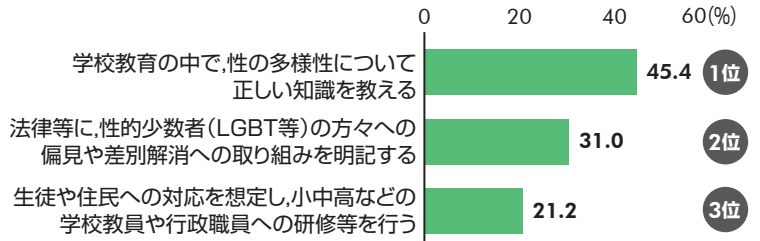
特に市町村の政策・方針は住民一人ひとりの生活に大きな影響を与えることから、更なる女性の参画を拡大することが重要とされています。

LGBTとは

LGBTは次の言葉の頭文字をとって組み合わせた言葉で、性的少数者（セクシャルマイノリティ）を表す言葉の一つとして使われます。学校・家庭・職場・地域など、あらゆる場面で性の多様性について正しく理解し、認め、尊重し合い、誰もが自分らしく生きていける共生社会を実現することが大切です。

- L Lesbian レズビアン**
女性の同性愛者
(心の性が女性で恋愛対象も女性)
- G Gay ゲイ**
男性の同性愛者
(心の性が男性で恋愛対象も男性)
- B Bisexual バイセクシャル**
両性愛者
(恋愛対象が女性にも男性にも向いている)
- T Transgender トランスジェンダー**
「身体の性」は男性でも「心の性」は女性というように、「身体の性」と「心の性」が一致しないため「身体の性」に違和感を持つ人。

性的マイノリティの方が生活しやすくなるために必要なこと



出典：令和元年度東海村男女共同参画住民意識調査

詳しい情報はこちら！

性的マイノリティについて考えよう
(法務省人権擁護局)



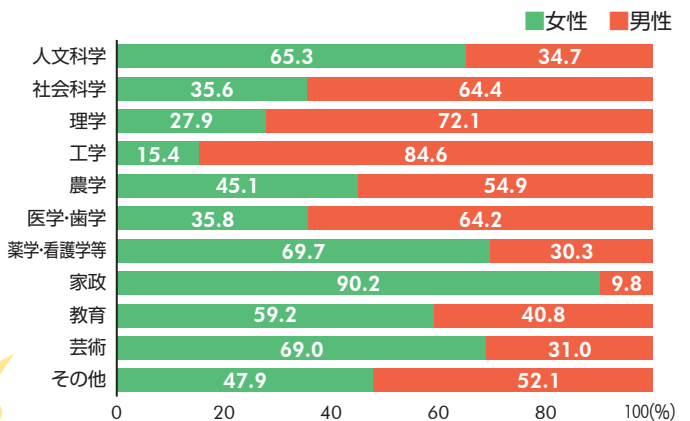
教育における男女共同参画とは

将来の社会を担う子どもたちが性別にとらわれず、個性や能力を十分に発揮できる選択が、人生のあらゆる場面で行えるよう、男女共同参画の視点に立った教育の展開が求められています。

また、LGBTなど性の多様性を認め合う共生社会など、さまざまな人権問題に対する理解は重要な課題となっており、学校をはじめとして、家庭や地域においても、子どもたちへの積極的な関与が求められています。

理学、工学分野における女子学生比率は少なく、専攻分野別に男女の偏りが見られます。

専攻分野別に見た学生（学部）の男女割合



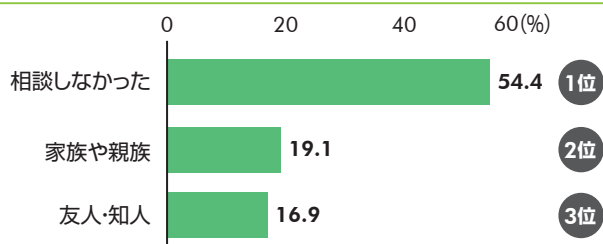
出典：文部科学省「令和元年度学校基本調査」より作成

DV（ドメスティック・バイオレンス）とは

配偶者や恋人などの親密な関係にある人から受ける暴力のことです。暴力には、殴る・蹴るなどの身体的暴力だけでなく、言葉による精神的・心理的暴力や、経済的暴力、性的暴力も含まれます。DVは、親密な関係で起きることから潜在化しやすく、被害が深刻化するという特性があります。

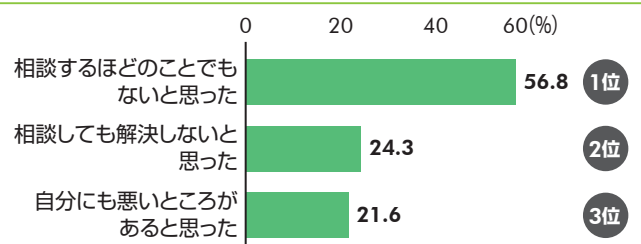
DVは男女の人権を侵害するものであり、男女共同参画社会を実現する上で克服すべき重要な課題です。

DVを受けた時の相談先



出典：令和元年度東海村男女共同参画住民意識調査

DVを受けた時に相談しなかった理由



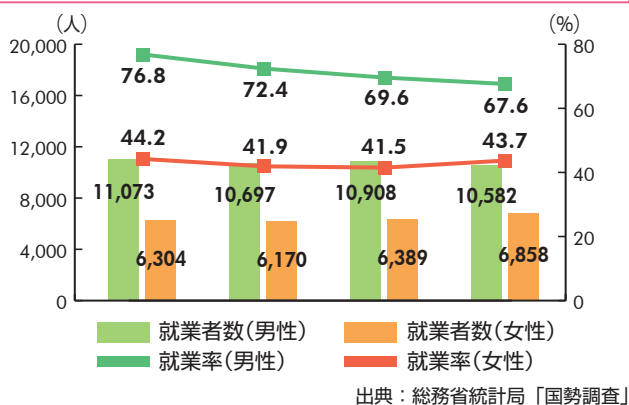
出典：令和元年度東海村男女共同参画住民意識調査

女性がもっと輝くまちへ！

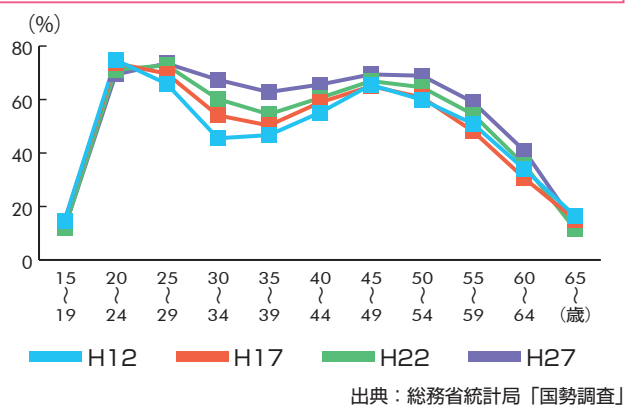
女性活躍に取り組む必要性

現在わが国では、少子高齢化が進む中、深刻な人手不足が懸念されており、今後更なる労働力人口の減少が見込まれています。これからは誰もが生きがいを感じ、一人ひとりの個性と能力を十分に発揮できる社会の構築が必要であり、特に、多様化する社会の中で競争力を発揮し、持続的に成長していくためには、女性の活躍が不可欠です。

村民の就業者数・就業率の推移



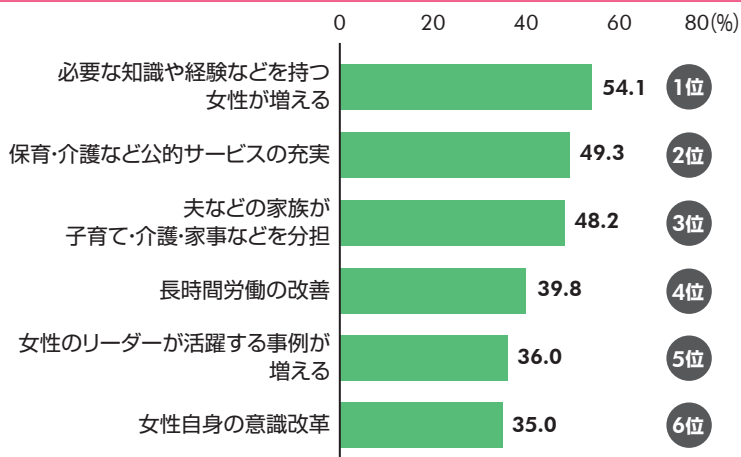
村民(女性)の年齢別労働力率



女性活躍と働き方改革

女性の活躍推進は、ワーク・ライフ・バランスの実現と切り離せないものであり、男性も含めたすべての人の「働き方」に密接に関わっています。一人ひとりの価値観やライフスタイルに応じて、長時間労働の削減やテレワーク（在宅勤務）、フレックスタイム（時差出勤）制度などの多様な柔軟な働き方が選択できること、働き方に応じた適正な待遇が受けられることは、時間制約のある人の能力発揮を可能とし、その後のキャリア形成について前向きに選択するための重要な課題です。

女性リーダーが増えるために必要なこと



女性の活躍状況等の詳しい情報はこちら！



国・地方公共団体

女性活躍推進法「見える化」サイト
(内閣府男女共同参画局)



一般事業主(民間企業等)

女性の活躍推進企業データベース
(厚生労働省)

用語解説

女性活躍推進法 (女性の職業生活における活躍の推進に関する法律)

働く場面で活躍したいという希望を持つすべての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するために、女性の活躍推進に向けた行動計画の策定や公表、周知など、女性の職業生活における活躍に関する情報の公表が事業主(国や地方公共団体、民間企業等)に義務付けられました。女性活躍推進法の一部改正により、行動計画の策定・公表・周知の義務の対象が、令和4年4月1日以降「常時雇用労働者101人以上の事業主」に拡大されます。

女性活躍推進による4つの経営効果（メリット）

●業務効率化・生産性の向上

女性をはじめとした、仕事と育児・介護などの家庭生活を両立する社員を基準とした働き方へシフトすることで、業務の効率化により生産性が向上します。

●企業価値の向上

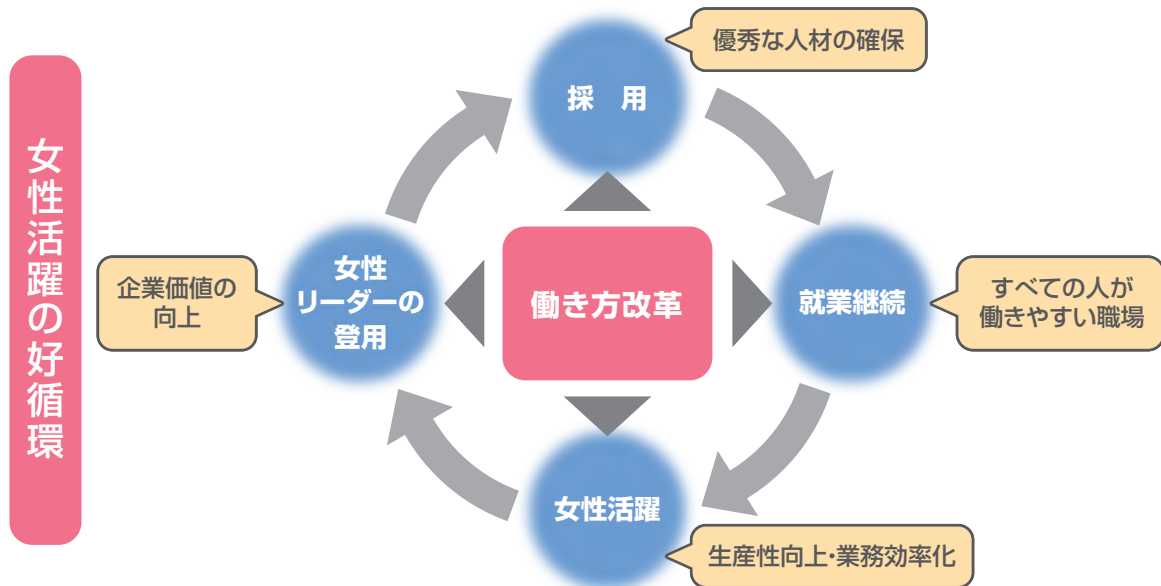
女性ならではの視点やアイデアを活かした商品開発や事業展開につながるとともに、「誰もが働きやすい職場づくり」への取り組みは、企業のイメージアップにつながります。

●優秀な人材の確保

学生は就職活動の際、「ワーク・ライフ・バランス」を重視する傾向が強まっているため、多様で柔軟な「働き方」の実現が、性別を問わず優秀な人材の確保につながります。

●すべての人が働きやすい職場へ

ワーク・ライフ・バランスを実現できる職場環境は、すべての従業員のモチベーションアップや、女性以外の少数派の人も活躍できる職場づくりにつながります。



第5次東海村
男女共同参画行動計画の
重点指標です！

\\ 認定を目指して、一緒に取り組んでみませんか!! //

「えるぼし」認定

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・届出を行った事業者のうち、女性活躍推進法に関する状況が、優良である等の一定の要件を満たした場合に受けることができる国の認定制度です。

「えるぼし認定」は3段階あり、認定を受けた事業者のうち、特に優良な事業者を認定する「プラチナえるぼし認定」があります。



えるぼし認定
パンフレット
(厚生労働省)



「くるみん」認定

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の目標を達成するなど、一定の要件を満たした場合に受けることができる国の認定制度です。

「くるみん認定」を受けた事業者のうち、特に優良な事業者を認定する「プラチナくるみん認定」があります。



くるみん認定
パンフレット
(厚生労働省)



「女性活躍や男性の育児参加を進めたい」「部下の意欲や能力を向上させたい」と考えている企業の方は、東海村秘書広報課 秘書・女性活躍担当（☎282-1711 内線1301）へご相談ください。



東海村の男女共同参画・女性活躍推進への取り組み

男女共同参画推進委員会

東海村男女共同参画推進条例に基づき設置している附属機関で、東海村男女共同参画行動計画の策定や評価のほか、男女共同参画推進事業所の認定など、村の男女共同参画に関する施策の審議・提言などを行っています。



女性活躍推進会議

女性活躍推進法に基づき、村内の女性活躍の推進に関する取り組みを効果的かつ円滑に実施するため、関係機関により構成される会議として設置しています。



構成団体 東海村役場、東海村商工会、東海村校長会、東海村金融団、茨城県、茨城労働局

男女共同参画推進フォーラム

男女共同参画・女性活躍推進を広く意識啓発するため、村民や村内事業者、教育関係者など幅広い層に向けて、講演会と併せて男女共同参画推進事業所認定式などを行っています。



〈平成29年度〉



〈平成30年度〉



〈令和元年度〉



〈令和2年度〉

ハーモニー東海

女性を対象とした1年間の研修事業で、村政や男女共同参画に関する研修の機会を提供し、地域で活躍できる人材の育成を目的として実施しています。平成10年度からスタートし、多くの修了生を輩出しています。修了生は、村議会議員、村教育委員、民生委員、附属機関委員その他の地域活動などで活躍しています。



〔防災講座〕東海村の防災対策



〔教育講座〕村立東海中学校見学

男女共同参画推進事業所

男女共同参画・女性活躍推進に取り組む村内の事業所などを認定・紹介することで、認定された事業所の更なる取り組みの推進や、村民、事業者などに理解と関心を深めてもらうことを目的に実施しています。

認定のメリットとして、推進事業所の取り組みを広報とうかひや、各種広報媒体で紹介します。また、村が主催するセミナーなどに参加していただき、その取り組みをサポートします。



令和元年度男女共同参画推進事業所認定式



ハーモニー東海&男女共同参画推進事業所交流会

令和2年度末現在、
24事業所が
認定！

**村では、男女共同参画・女性活躍の推進に
取り組む事業所を募集しています！**

▼認定基準（例）

- 育児や介護に関する休暇が取得しやすい
- 職場に託児所などの保育施設がある
- 性別に関わらず、意欲ある社員にチャンスがある
- セクハラやパワハラなどの相談ができる環境がある
など

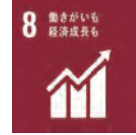
詳しい情報はこちら！



東海村男女共同参画
推進事業所の紹介
(東海村公式ホームページ)

第5次東海村男女共同参画行動計画【概要版】

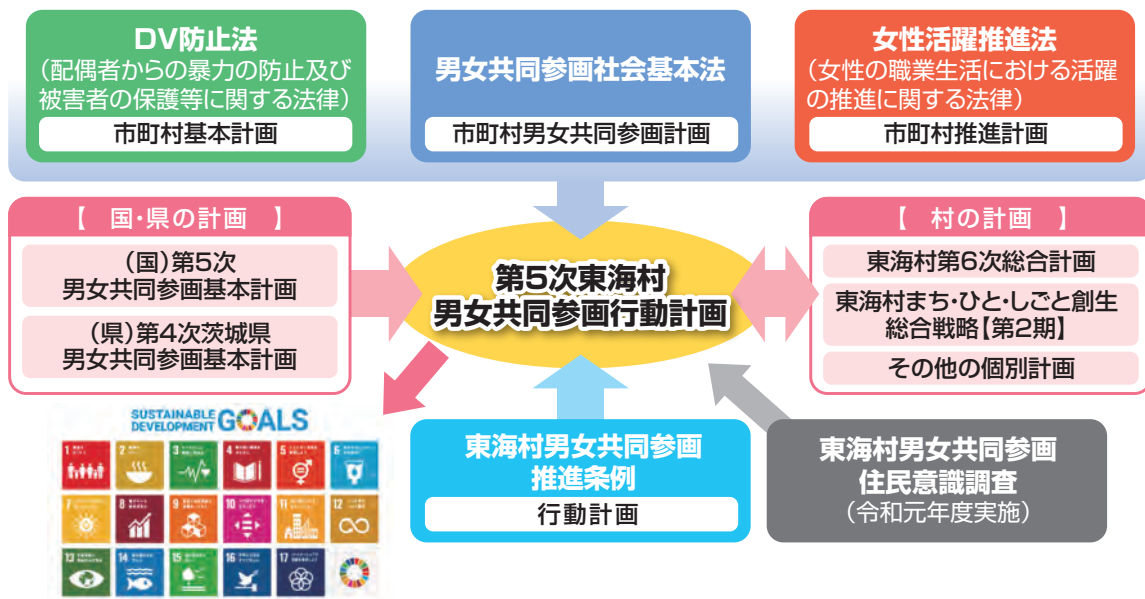
TOKAIパートナーシップ推進プロジェクト



計画策定の趣旨

女性活躍推進法の成立やSDGsの取り組み、性的マイノリティへの人権問題など、男女共同参画を取り巻くさまざまな課題に対応するとともに、女性の活躍推進をはじめとするダイバーシティ社会の実現のため、男女共同参画社会基本法、女性活躍推進法、DV防止法に基づき、5年間（令和3年度から令和7年度まで）の計画を策定します。

計画の位置付け



基本理念

- | | | | | |
|----------|---------------|-------------------|-------------------|-------|
| 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| 男女の人権の尊重 | 固定的な役割分担からの解放 | 政策や方針の立案・決定への共同参画 | 社会のあらゆる分野での男女共同参画 | 国際的協調 |

SDGs（持続可能な開発目標）におけるジェンダー平等の必要性

SDGsとは、2030年までに持続可能な社会を実現するために、先進国と開発途上国が共に取り組むべき国際社会全体の普遍的な目標で、「No One will be Left Behind」（誰一人取り残さない）をコンセプトに、17のゴールと169のターゲットを明記したものです。

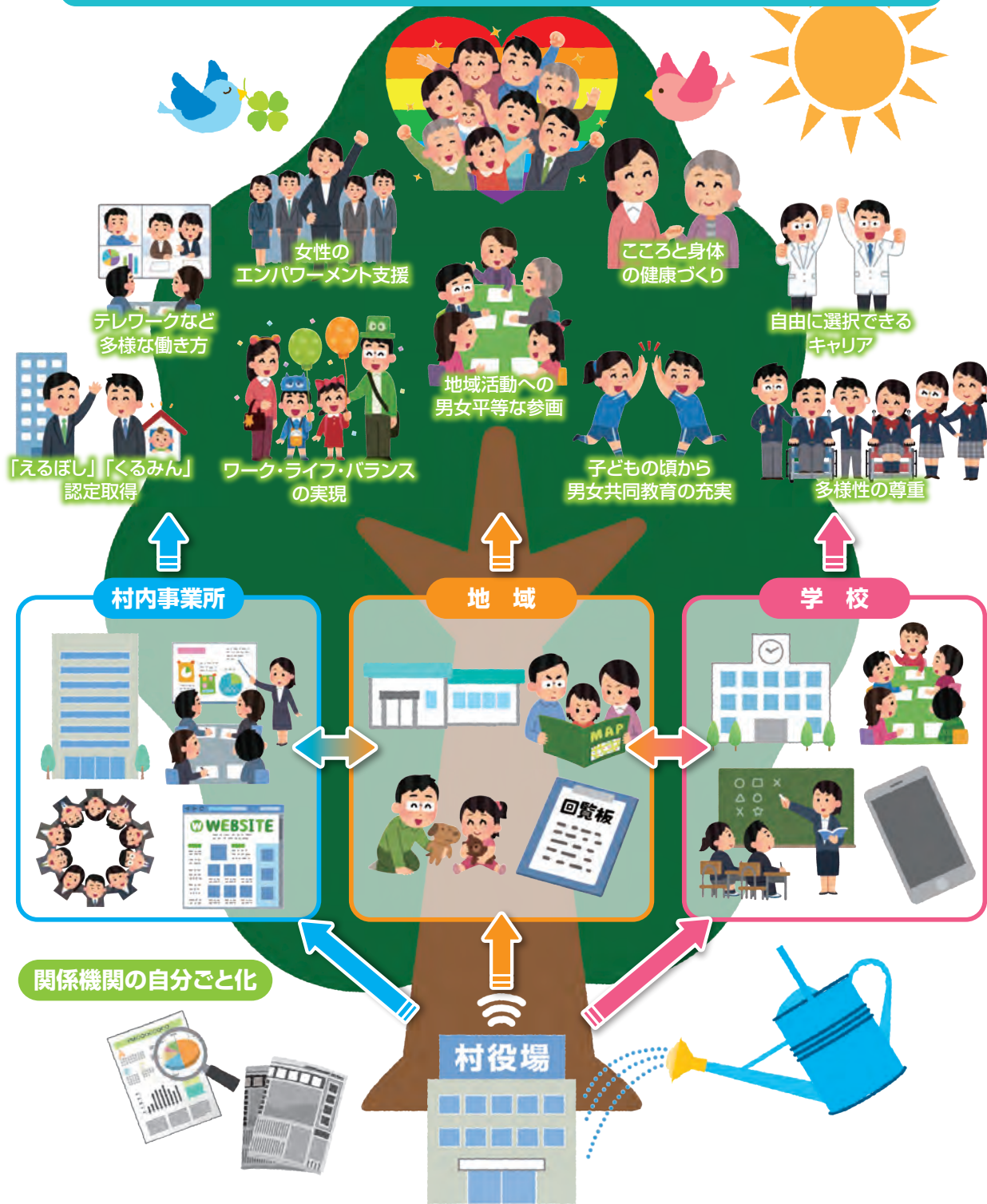
その目標の一つとして、目標5「ジェンダー平等を実現しよう」が掲げられており、「ジェンダーの視点」を取り込むことは、目標5のみならずSDGsの全ての目標の実現に不可欠なものとされています。

本計画もSDGsのコンセプトや考え方を取り入れて策定しており、SDGsのターゲット・インディケーター（指標）を参考に、各施策がどのゴールに結び付くかを目安として例示することで、SDGsと関連付けて計画の推進を図ります。



将来ビジョン

意識と働き方の改革で、すべての人が活躍できる男女共同参画のまち



男女共同参画社会の実現に向けて、村役場、村内事業所、地域、学校などの関係機関が課題を自分ごととして捉え、村が丸となって取り組むことが重要です。

本計画を推進する上での取り組みは、村の未来を担う「人づくり」の機能を果たし、「柔軟な働き方」や「女性人財の台頭」「多様性の尊重」は、「魅力あるまちづくり」につながっていくものです。本計画の推進を通して、これまでの働き方や意識の見直しを図り、また、村民一人ひとりが多様性を認め合い、主体的にまちづくりに参画することで、すべての人が「活躍」できるまちを実現します。

基本目標Ⅰ

男女共同参画社会の実現に向けた意識改革

基本方針Ⅰ-1

あらゆる分野での
男女共同参画意識の醸成と情報発信

基本方針Ⅰ-2

子どもの頃からの
男女共同参画教育の充実

基本方針Ⅰ-3

家事・育児・地域活動などへの
男女平等な参画



【主な成果指標】

重点指標	内容	実績値	目標値
		令和2年度末	令和7年度末
	社会全体において男女の地位が平等だと感じている人の割合	10.8%	40.0%
	東海村男女共同参画行動計画の「内容を知っている」人の割合	4.2%	40.0%
✓	家庭との連携を図りながら、「キャリア・パスポート」を活用している学校数	1校	8校

基本目標Ⅱ

女性活躍と働き方改革

基本方針Ⅱ-1

働き方改革の推進による
ワーク・ライフ・バランスの実現

基本方針Ⅱ-2

あらゆる分野への女性の参画促進

基本方針Ⅱ-3

女性のエンパワーメント支援



【主な成果指標】

重点指標	内容	実績値	目標値
		令和2年度末	令和7年度末
✓	東海村男女共同参画推進事業所の認定数	24社	34社
✓	「えるぼし」又は「くるみん」認定取得事業所数	1社	3社
✓	創業支援ネットワーク支援対象者における女性の人数	41名	76名

基本目標Ⅲ

男女が共に支え合い、安心して生活できるまちづくり

基本方針Ⅲ-1

男女間における
あらゆる暴力の根絶

基本方針Ⅲ-2

性の多様性の尊重

基本方針Ⅲ-3

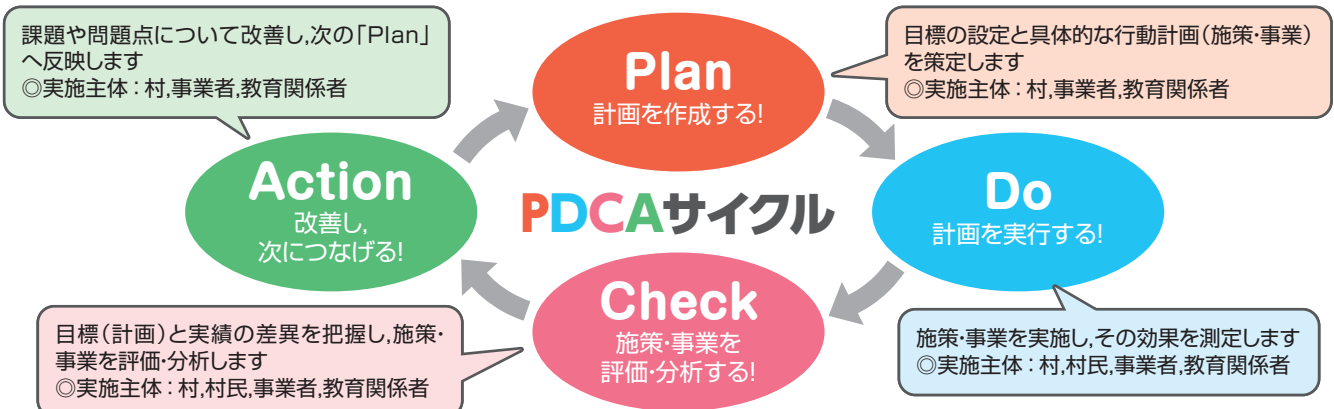
生涯を通じた
こころと身体の健康づくり



【主な成果指標】

重点指標	内容	実績値	目標値
		令和2年度末	令和7年度末
	DV相談窓口（村民相談室）があることを知っている人の割合	26.5%	70.0%
	性的少数者（LGBTなど）の内容を知っている人の割合	65.0%	80.0%
	女性向け健康講座への参加者数	57人	720人

計画の進行管理



男女共同参画相談窓口一覧

相談窓口（実施機関）	電話番号
<p>女性生活相談（東海村村民相談室）〈電話・来所〉</p> <p>【時間】月・水・金 9:30～12:00, 13:00～15:30</p> <p>【内容】DV, 別居, 離婚, 家庭不和など</p> <p>【備考】祝日・年末年始を除きます。</p>	029-287-0863
<p>人権特設相談所（東海村福祉総務課）〈来所〉</p> <p>【時間】年2回（例年7月, 12月）10:00～14:00 予約不要</p> <p>【内容】子ども, 女性, 高齢者, 障がい者, 性的マイノリティなどに対する人権問題, 夫婦・家庭内の問題など</p> <p>【備考】村内公共施設（中央公民館など）で実施します。 東海村人権擁護委員が対応します。 実施日などの詳細は東海村福祉総務課までお問い合わせください。</p>	029-287-0848
<p>総合相談（東海村社会福祉協議会）〈電話・来所・SNS〉</p> <p>【時間】月～金曜日 8:30～17:15</p> <p>【内容】福祉相談全般</p> <p>【備考】SNSでの相談は, 右上のQRコードよりご利用ください。 社会福祉士などが対応します。 祝日・年末年始を除きます。</p>	 029-282-2804
<p>DV相談+（プラス）（内閣府）〈電話・メール・チャット〉</p> <p>【時間】電話：毎日 24時間対応 メール：毎日 24時間受付 チャット：毎日 12:00～22:00受付</p> <p>【内容】DV相談</p> <p>【備考】メール, チャットでの相談は, 下記URLまたは右上のQRコードよりご利用ください。 https://soudanplus.jp/ チャットは, 英語や中国語など10言語の外国語にも対応しています。</p>	 つなぐはやく 0120-279-889
<p>女性の人権ホットライン（法務省）〈電話〉</p> <p>【時間】平日 8:30～17:15</p> <p>【内容】DV, 職場でのいじめ, セクハラ, ストーカーなど</p> <p>【備考】女性の人権問題に詳しい法務局職員または人権擁護委員が相談をお受けします。 土日, 祝日, 年末年始を除きます。</p>	0570-070-810
<p>女性相談（茨城県女性相談センター）〈電話・来所〉</p> <p>【時間】電話：平日 9:00～21:00 土日・祝日 9:00～17:00 来所：平日・土日・祝日 9:00～17:00 要予約</p> <p>【内容】DV, ストーカー, 売春, 離婚, 家庭不和, 人間関係, 性被害など</p> <p>【備考】年末年始を除きます。</p>	029-221-4166
<p>茨城県性的マイノリティに関する相談室（茨城県人権施策推進室）</p> <p>〈電話・メール〉</p> <p>【時間】電話：毎週木曜日 18:00～20:00 メール：24時間受付</p> <p>【内容】性的マイノリティ当事者の方や, 当事者に接する方などが抱えている不安や悩みなど</p> <p>【備考】祝日及び年末年始を除きます。 メールでの相談は, 下記URLまたは右上のQRコードよりご利用ください。なお, 返信は1週間程お時間をいただきます。 https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/fukushi/jinken/soudan.html</p>	 029-301-3216
<p>女性専用相談電話（茨城県警察）〈電話〉</p> <p>【時間】夜間, 休日を問わず24時間対応</p> <p>【内容】DV, ストーカーなど</p> <p>【備考】女性警察官があなたの相談にお答えします。</p>	029-301-8107

TOKAIパートナーシップ推進プロジェクト

意識と働き方の改革で、すべての人が活躍できるまちへ!

令和3年3月発行

発行 東海村

編集 東海村 企画総務部 秘書広報課

〒319-1192 茨城県那珂郡東海村東海三丁目7番1号

TEL: 029-282-1711 (代表)

FAX: 029-287-0317

URL: <https://www.vill.tokai.ibaraki.jp/>



東海村公式ホームページ